

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十八号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第百七十五号中「」

実費」を「一台一日につき

の次に次の四号を加える。
実費」に改め、同号を同表の一第百七十九号とし、同表の一第百七十四号

175	X線CT装置	一台一時間につき	四千円
176	CT画像解析用ソフトウェア	〃	千六百元
177	分光蛍光光度計	〃	千八百元
178	シングルジェット	〃	千五百円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。